

今後の吸入毒性試験対象農薬（案）

1. 今後の農薬吸入毒性試験の予定について

平成25年度以降の吸入毒性試験は、環境省において年2剤程度実施していくこととする。実施する農薬は、これまで、使用実績の多いものを優先してきたが、今後、各農薬の系統や想定される試験実施の難易度等も踏まえ、実施農薬を決定することとする。

なお、平成24年度と同様、今後の吸入毒性試験では、①試験条件の検討、②予備試験、③本試験を段階的に実施することとし、各段階で、農薬の物理化学的性状等により試験が実施できない場合には、次の候補となる農薬を試験することについて検討する。

2. 平成25年度吸入毒性試験候補について

ペンシクロン及びシラフルオフェンを第1候補として検討する。実施する剤については、平成24年度中に、①試験条件の検討を実施し、その結果を踏まえ、平成25年度に②予備試験、③本試験に取り組む方向で検討する。

また、上記2剤で吸入毒性試験が実施できなくなることが想定されることから、その場合には、次の剤について検討を行うこととする。

- テブフェノジド
- プロベナゾール

使用実績では、バリダマイシンA及びプロフェジンが多いが、バリダマイシンAは水溶解性が高く噴霧が困難であると考えられる。また、プロフェジンは急性吸入毒性試験においてホワイトカーボンを添加した試験を行っており、ホワイトカーボンを用いず長期的に安定的な噴霧が可能か検討を要する。その他の剤は、いずれも使用実績にそれほど大きな差はないが、急性吸入毒性試験の情報の得られなかった、プロベナゾールを次の候補とする。

無人ヘリ防除農薬(水稲)と亜急性吸入毒性試験の実施状況

【殺菌剤】

順位	農薬成分名	系統名	使用実績 (1000ha)	ADI (mg/kg体重/日)	備考	
					亜急性吸入毒性試験データの有無	急性吸入試験などからの懸念事項
1	フサライド	メラニン生合成阻害剤	270	0.04*	22年度試験実施	
2	トリシクラゾール	メラニン生合成阻害剤	147	0.03*	23年度試験実施不能	
3	フェリムゾン	その他の合成抗菌剤	128	0.019	23年度試験実施	
4	カスガマイシン	抗生物質殺菌剤	111		24年度試験実施不能	
5	アゾキシストロビン	メトキシアクリレート系阻害剤	97	0.18	農薬開発企業で実施中	
6	バリダマイシンA	抗生物質殺菌剤	82			水溶解性が高い
7	フルトラニル	酸アミド系殺菌剤	48	0.087	24年度試験実施不能	ホワイトカーボン使用
8	ベンシクロン	尿素系殺菌剤	18	0.053	25年度試験実施候補	
9	ジクロシメット	メラニン生合成阻害剤	12	0.005		噴霧困難の可能性
10	ジクロメジン	その他の合成抗菌剤	9			
11	プロベナゾール	その他の合成抗菌剤	8	0.02*	25年度試験予備候補	
12	メブロニル	酸アミド系殺菌剤	6	0.05		噴霧困難の可能性
13	ピロキロン	メラニン生合成阻害剤	6	0.015*		
14	フェノキサニル	メラニン生合成阻害剤	5	0.007		ホワイトカーボン使用
15	チオファネートメチル	ベンゾイミダゾール系殺菌剤	3	0.12*		
16	メミノストロビン	メトキシアクリレート系阻害剤	1	0.016		噴霧困難の可能性
17	イソプロチオラン	ジチオラン系殺菌剤	0.37	0.1		
18	シメコナゾール	ステロール生合成阻害剤	0.13	0.0085		

【殺虫剤】

順位	農薬成分名	系統名	使用実績 (1000ha)	ADI (mg/kg体重/日)	備考	
					亜急性吸入毒性試験データの有無	急性吸入試験などからの懸念事項
1	ジノテフラン	ネオニコチノイド系殺虫剤	345	0.22	有	
2	エトフェンプロックス	ピレスロイド系殺虫剤	154	0.031	有(90日間)	
3	エチプロール	フェニルピラゾール系殺虫剤	73	0.005	24年度試験実施不能	
4	クロチアニジン	ネオニコチノイド系殺虫剤	70	0.097	23年度試験実施	
5	シラフルオフェン	ピレスロイド系殺虫剤	49	0.11	25年度試験実施候補	
6	ブプロフェジン	昆虫成長制御剤	48	0.009		ホワイトカーボン使用
7	テブフェノジド	昆虫成長制御剤	45	0.016	25年度試験予備候補	
8	MEP(フェニトロチオン)	有機リン系殺虫剤	11	0.005*	有	
9	チアメキサム	ネオニコチノイド系殺虫剤	4	0.018		
10	クロマフェノジド	昆虫成長制御剤	1	0.27		
11	BPMC(フェノブカルブ)	カーバメート系殺虫剤	0.7	0.012*		
12	DEP(トリクロルホン)	有機リン系殺虫剤	0.6		有	

*出典:厚生科学審議会答申(平成15年水道水質基準制定の際に参照した暫定的なADI)